



# もがトンのFP通信

～経営者向け～

2011年10月号

## はじめに

### この号のポイント:

- 1 非上場企業の株式評価額は、独特の評価方法で算出される。
- 2 算出のポイントを理解することで、評価額をコントロールすることができる。

皆様、こんにちは。ファイナンシャルプランナーの最上です。朝晩、めっきりと涼しくなり本格的な秋の訪れです。長かった夏の疲れが出ませぬよう、皆様におかれましてもくれぐれもお体ご自愛下さいませようお願いいたします。

今月も引き続き『相続と事業承継』をテーマにとらえます。新民法に内在する「もめる仕組み」、「法人の株式の戦略的コントロール」と考察してまいりました。

今月は「非上場の中小企業にとっての“自社株式”」を考えてまいりたいと思います。

相続が身近な方も、そうでない方も…“頭の整理”に…。お気軽に、ご一読下さい。

〈相続と事業承継シリーズ〉

8月号 全般編「相続は、なぜ?“もめる”か…」。

9月号(先月) 法人編「事業承継のポイント…『株式』その戦略的コントロール」

10月号(今月) 法人編「事業承継のポイント…自社株の評価方法」

11月号 法人編「事業承継のポイント…生命保険は有効か」

12月号 個人編「相続のポイント…不動産資産」

## 会社株式の「相続税評価額」

税務当局によりますと、相続税算出の基礎とする「会社株式の評価額」は、大きく次の2つに分類されています。

- ① 取引相場のある株式 ⇒ 「上場株式」
- ② 取引相場のない株式 ⇒ 「非上場株式」

①の取引相場のある株式(上場株式)は、比較的解りやすいと言えます。その時、市場で売買されている価格(時価)を以て、相続税の評価額とします。現金化できる金額が“価値”という考え方です。

また、特定の利害関係者の思惑に左右されず、世間さまが付けてくれた値段ということで、それなりの客観性もあります。…わかりやすいですね。

会社株式の価値は『簿価』や『額面価格』ではありません。

## 『取引相場のない株式』…非上場株式の場合

一方、『取引相場のない株式』（非上場株式）の評価額は簡単ではありません。日常的に売買されていないので、“誰が見ても客観的に正しい”評価額が出しにくいのです。

### 原則的評価方法…純資産価額

株式評価のひとつの基準として、「解散するとしたら、いくらのお金に替わるのか？」という想定評価額があります。税務当局のいう『原則的評価方法』です。

具体的には、B/S（貸借対照表）の「純資産」（総資産－総負債）を総株式数で割ったもので算定し、『（一株あたりの）純資産価額』と言います。

会社に対して圧倒的に強い影響力を持っている「オーナー経営者（及びその一族）」の場合、この純資産価額が相続税評価額の基本となります。

ご自身の会社の『純資産価額』をざっと計算なさってみて下さい。それに、ご自身の保有株式数を掛けると、自社株の相続額の概算となります。

※この時、重要なポイントとしては、「資産」の評価は「簿価」ではなく「時価」であるという点です。ご注意ください。

これは、比較的小規模な企業に適用される評価額です。

### 類似業種比準価額

一方、比較的大規模な企業では、『類似業種比準価額』という評価方法を使います。

“同じような業種（類似業種）の「上場企業」と“対象の「非上場企業」”について、3種類の財務数字を比較し、「何倍の価値があるか？」という『想定比率』を算出します。その比率を「類似業種の上場企業の株価」に掛けることで、対象の「非上場企業の株価」を出そうという考え方です。

比較する3つの財務数字は、『配当金額』・『利益』と『簿価資産価額』です。具体的には、次のような算式で計算されます。※それぞれの類似業種の基準値は財務省より発表されます。

#### 【算式】

$$1株あたりの類似業種比準価額 = A \times \left( \frac{\frac{(b)}{B} + \frac{(c)}{C} \times 3 + \frac{(d)}{D}}{5} \right) \times \text{斟酌率}$$

注1) (c)=0 の場合は5を3に置き換える。

注2) 斟酌率： 大会社 0.7 中会社 0.6 小会社 0.5

A: 類似業種の株価

B: 類似業種の1株あたりの配当金額

(b): 評価会社の直前期末、直前々期末の1株あたり配当の平均値

C: 類似業種の1株あたりの年利益金額

(c): 評価会社の直前期の1株あたり利益金額※

D: 類似業種の1株あたりの簿価資産価額

(d): 評価会社の直前期末の1株あたり簿価資産価額

『配当』・『利益』  
・『簿価資産価額』  
の  
3つがポイント

## 『純資産価額』と『類似業種比準価額』の組合せ

非上場企業の株式（自社株）の評価額は、実際には、ご説明してきた二つの評価額、『純資産価額』と『類似業種比準価額』とを、会社の規模に応じて組み合わせて算出するように決められています。

以下に大ざっぱに説明しますと…

- ① 非上場企業は、会社の売上規模、従業員数、卸売・小売・サービス・製造業などの業種によって、「大会社」「中会社」「小会社」に分類されます。
- ② 「大会社」は『類似業種比準価額』100%  
「小会社」は『純資産価額』100%  
「中会社」は、その規模によって、『類似業種比準価額』の割合を60～90%として、比例配分して株価を決めます。

※詳細の分類、比率等は紙面の都合で今回は割愛させていただきます。必要に応じてご質問下さい。

### 一般的に…

『類似業種比準価額』の方が評価額は低く、相続税負担は小さくなりがちです。まして、現在のように、株式市場が低迷して、市場全体として株価の低い“不景気局面”では、『類似業種比準価額』は、より小さくなる傾向にあります。

## 自社株式の評価を知り…そして…考えましょう

皆様の会社でも、自社の株式評価額を、顧問の税理士さんや会計士さんに算出の依頼をなされたことがあると思います。

ただ、ほとんどの企業では、その評価額をもらって「ああ、そうなのか」で終わっているのではないのでしょうか。

ぜひ、顧問の先生に詳しく算出の仕組みをお聞きになって下さい。

上記の様に、それぞれ算出の基礎数字があります。「どの数字が高いから株価は高くなっているのか。」「どこを低くコントロールしたら、株価を落とせるのか。」…

「果たして株価を落とす方が良いのか、高くした方がいいのか。」…いろんなことを是非、お考えになって下さい。

自社株評価額は有る程度、コントロールできます。

### まとめ

誤解を恐れずに申しますと、自社株評価はコントロールできます。このことの認識を新たになさって下さい。相続は、いつ起こるか解りません。ですからこそ、常日頃から自社株評価額を「適正な範囲」にコントロールしておくことが大切です。

今回は「相続・事業承継における生命保険の有効活用」を考察します。皆様の思っけなかつた保険活用のヒントをお伝えできると思います。…乞う、ご期待。

【ご注意】本メールマガジンの記事に紹介・引用しております金融商品等に関しましては、あくまで一般的な内容をご紹介します。個々のケースにより効果は変わってきます。限られた紙面での記事でございますので全ての場合を説明できない点があることをご了解下さい。

実際に活用なさる場合は、専門家に内容を詳しくご確認の上でお願い申し上げます。

本記事内容を誤解なさって被られた被害の責任は、当方では負いかねます。何か具体的に本記事内容をご活用になられる場合には、必ず当方までご確認くださいますようお願い申し上げます。

### 有限会社 最晃堂 ～企業のリスクファイナンス 事業承継・相続対策～

電話番号：072-298-3715

FAX 番号：072-298-3726

携帯電話：090-8539-5376

電子メール：[mogami@saikoudo.co.jp](mailto:mogami@saikoudo.co.jp)

ホームページ：<http://www.saikoudo.co.jp>